

資料4

疾病・障がいの認定期間の取り扱いについて

現状

- 保護者の疾病・障害の認定については、診断書又は手帳等の写しを提出していただき認定を行います。診断書に診断期限の記載がない場合、認定期間の終期は、当該年度末までとしています。保育園等を継続利用する場合、4月1日までに新たに診断書の提出をする必要があります。

- 先般、体調不良により病院受診が出来ず4月1日までに診断書を提出できないとの事例がありました。この場合、診断書提出できないため保育の認定が出来ず、対象児は退園となってしまいます。

対応

- 何かしらの事情により診断書の提出が出来なく、診断期限がない診断の場合、保育認定期間を入園申込時期に合わせ、10月末から翌年10月末までの1年間の保育認定期間としたい。